

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

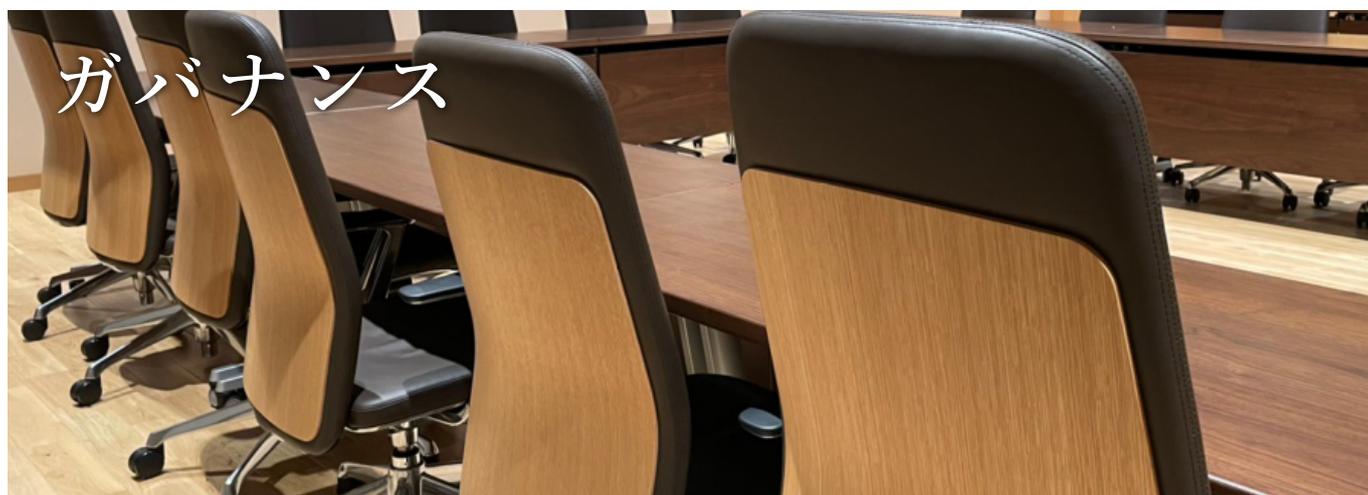
環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動



426 コーポレートガバナンス

440 リスクマネジメント

449 コンプライアンス

454 税務

456 事業継続マネジメント

459 情報セキュリティ/DX

462 知的財産管理

463 責任ある広告・宣伝

465 株主還元とIR活動

[トップ  
コミットメント](#)[サステナビリティ  
経営](#)[事業とESGへの  
取り組み](#)[環境](#)[社会](#)[ガバナンス](#)[その他](#)

[コーポレートガバナンス](#) - [リスクマネジメント](#) - [コンプライアンス](#) - [税務](#) - [事業継続マネジメント](#) - [情報セキュリティ/DX](#) - [知的財産管理](#) - [責任ある広告・宣伝](#) - [株主還元とIR活動](#)

## ガバナンス

### コーポレートガバナンス

#### 基本的な考え方

住友林業は、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人びとの生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念の下、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行などに努めています。

また、これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスのさらなる充実及び強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、住友林業グループを取り巻く多様なステークホルダーの期待に応える経営を行ってまいります。

関連情報はこちら

[> 統合報告書](#)

#### コーポレートガバナンスと内部統制

住友林業は、執行役員制度の導入により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役3名（男性1名、女性2名）を含む9名（男性7名/77.8%、女性2名/22.2%）の取締役で構成される取締役会が迅速な意思決定を行う体制としています。取締役会の議長を務める会長は執行役員を兼務せず、取締役会の監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任ならびに取締役及び執行役員の報酬等に関して意見表明を行う指名・報酬諮問委員会を設置し、意思決定の透明性及び公正性を確保しています。

さらに、住友林業は監査役会設置会社で、監査役は社内の重要会議に出席する他、グループ会社の監査役や内部監査部門との情報交換、監査役補助スタッフを指揮して行う監査業務などを通じて、取締役の業務執行を監督しています。

なお、2022年3月29日現在、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）、執行役員20名を選任しています。社外取締役3名及び社外監査役3名については、証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

関連情報はこちら

[> コーポレートガバナンス基本方針](#)

[> コーポレートガバナンス報告書](#)

[> 役員一覧](#)

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

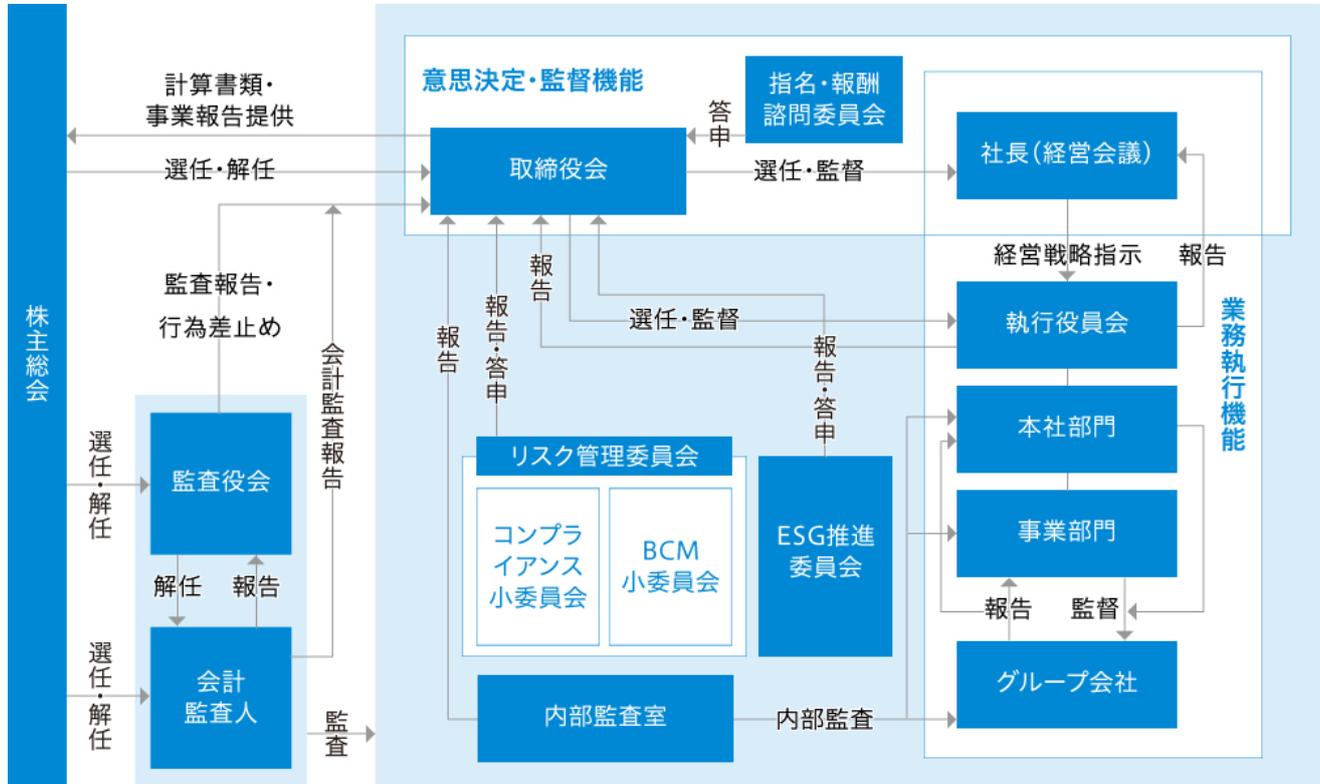
社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## コーポレートガバナンス体制



## 取締役会・経営会議

取締役会は原則として月1回開催し、取締役会附議基準による重要事項に関する意思決定・監督機能を担っています。具体的には、重要事項に関する意思決定と業績などの確認を行うとともに、各取締役からの報告を基にその職務執行状況を監督しています。取締役及び監査役は、原則として取締役会への出席率を75%以上確保することとしています。

また、重要事項について十分に事前協議するため、取締役会の前に社長の諮問機関である経営会議を開催しています。経営会議には執行役員を兼務する取締役の他、常勤監査役も出席し、原則として月2回開催しています。

本体制により、迅速な意思決定と監督と執行の分離を進め、取締役会の有効性を担保しています。2021年度は、取締役会を16回、経営会議を26回開催しました。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 取締役一覧

地位 <sup>※1</sup>	氏名	担当または重要な兼職の状況 <sup>※1</sup>	取締役会 <sup>※2</sup>	
			出席回数 (回)	出席率 (%)
代表取締役 会長	市川 晃	コニカミノルタ株式会社 社外取締役	16	100
代表取締役 社長 執行役員社長	光吉 敏郎	—	16	100
代表取締役 執行役員副社長	佐藤 建	生活サービス本部 管掌、 総務・秘書・渉外・人事・ITソリューション・知的財産・ 内部監査 担当、 株式会社熊谷組 監査役	16	100
取締役 専務執行役員	川田 辰己	資源環境事業本部 管掌、 経営企画・財務・コーポレート・コミュニケーション・サ ステナビリティ推進 担当	16	100
取締役 常務執行役員	川村 篤	木材建材事業本部 管掌、 筑波研究所 担当、 海外住宅・不動産事業本部長 委嘱	16	100
取締役 常務執行役員	高橋 郁郎	住宅・建築事業本部長 委嘱	-	-
取締役 (社外)	平川 純子	弁護士、 株式会社東京金融取引所 社外取締役	16	100
取締役 (社外)	山下 泉	株式会社イオン銀行 社外取締役	16	100
取締役 (社外)	栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役	13 <sup>※3</sup>	100 <sup>※3</sup>

※1 地位、担当または重要な兼職の状況は、2022年3月29日現在のものです

※2 2021年度における取締役会への出席回数・出席率を記載しています

※3 2021年3月30日に取締役に就任して以降の状況を記載しています

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮し、住友林業グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する者、会社経営あるいは産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する者または法律・会計等の専門性を有する者等、知識・経験・能力等において専門性及び多様性を備える構成とし、人数は17名以内としています。

## 役員のスキル・マトリックス

下表は、取締役及び監査役に対して、特に期待する専門性・経験を示しています。

		役職	企業経営	ESG サステナビ リティ	グローバル	不動産開発 建築	財務・会計	法務 リスク管理 内部監査	IT・DX	産業政策
取締役	市川 晃	代表取締役 取締役会長	●	●	●		●	●	●	●
	光吉 敏郎	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	●	●	●	●				
	佐藤 建	代表取締役 執行役員副社長	●	●			●	●	●	
	川田 辰己	取締役 専務執行役員	●	●	●		●			
	川村 篤	取締役 常務執行役員	●	●	●	●				
	高橋 郁郎	取締役 常務執行役員		●		●				
	平川 純子	社外取締役		●	●			●		
	山下 泉	社外取締役	●	●	●		●		●	●
	栗原 美津枝	社外取締役	●	●	●		●			●
監査役	福田 晃久	常任監査役	●	●	●	●	●		●	
	東井 憲彰	監査役		●	●			●		
	皆川 芳嗣	社外監査役		●						●
	鐵 義正	社外監査役		●			●			
	松尾 眞	社外監査役		●	●			●		

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 取締役の指名手続

取締役候補者は、人格識見及び住友林業の経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。また、取締役の略歴と兼任状況について、ホームページ上で公開しています。

> 役員一覧

## 取締役会の実効性分析・評価とその結果

### 1. 評価の方法

取締役会の実効性に関して、当年度は、自己評価・分析については、外部機関の助言を得ながら、全取締役及び全監査役を対象としたアンケートを実施（回答方法は、無記名方式として、外部機関に直接回答することで匿名性を確保）した他、当該アンケート結果に対する外部評価を実施しました。また、取締役会において、住友林業のコーポレートガバナンス基本方針で定められている取締役会の役割等にかかる実施状況の確認や、取締役及び監査役との意見交換を踏まえ、評価を行いました。

### 2. 評価の結果

- 1. による評価の結果、住友林業の取締役会は総じて実効的に機能していると評価しました。
- 昨年度の評価で課題として認識された案件への取り組みとしては、内部監査部門が内部監査に関する事項を直接取締役会に報告するレポートラインを構築するとともに、社外役員との間で意見交換会を実施することにより両者のさらなる連携強化を図った他、社外役員の再任基準が制定されたこと等を確認しました。
- 今後の課題としては、取締役会資料のさらなる改善等の取締役会運営の効率化、中期経営計画の進捗状況について取締役会で定期的にモニタリングすることを求める意見がありました。

住友林業は、今後も認識された課題の改善に継続的に取り組むことにより、取締役会の実効性のさらなる向上に努めてまいります。

## 監査役会

監査役会は、監査に関する重要事項を協議・決定しています。社外監査役3名を含む5名の監査役は、それぞれの経験を背景とした高い見識と多角的な視点に基づき、取締役の業務執行をチェックしています。2021年度は14回開催しました。

また、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性の向上と情報交換を目的として、住友林業の常勤監査役及び主要子会社の監査役をメンバーとするグループ監査役会を開催しています。2021年度は5回開催しました。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 監査役一覧

地位 <sup>※1</sup>	氏名	担当または重要な兼職の状況 <sup>※1</sup>	取締役会 <sup>※2</sup>		監査役会 <sup>※2</sup>	
			出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
常任監査役（常勤）	福田 晃久	—	16	100	14	100
監査役（常勤）	東井 憲彰	—	16	100	14	100
監査役（社外）	皆川 芳嗣	株式会社農林中金総合研究所 理事長、 農林中央金庫 経営管理委員	15	94	13	93
監査役（社外）	鐵 義正	公認会計士、 大和自動車交通株式会社 社外監査役	16	100	14	100
監査役（社外）	松尾 眞	弁護士、 株式会社カプコン 社外取締役（監査等委員）、 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役、 大正製薬ホールディングス株式会社 社外監査役	16	100	14	100

※1 地位、担当または重要な兼職の状況は、2022年3月29日現在のものです

※2 2021年度における取締役会・監査役会への出席回数・出席率を記載しています

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 社外役員に関する考え方

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、以下の独立性基準及び兼職基準に基づき、判断しています。

### ① 独立性基準

以下の基準のいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

#### 1. 会社の業務執行者

住友林業、住友林業の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）

#### 2. コンサルタント等

- (1) 住友林業又は住友林業の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
- (2) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、住友林業又は住友林業の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (3) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、住友林業又は住友林業の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを住友林業又は住友林業の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員

#### 3. 大株主（被所有）

住友林業の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）

#### 4. 大株主（所有）

総議決権の10%以上を住友林業又は住友林業の子会社が保有している法人の業務執行者

#### 5. 取引先

- (1) 販売先（主要な取引先）：住友林業の販売額が住友林業の連結売上高の2%以上である者（法人の場合はその業務執行者）
- (2) 仕入先（住友林業を主要な取引先とする者）：住友林業の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者（法人の場合はその業務執行者）

#### 6. 借入先

住友林業の借入額が住友林業の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）

#### 7. 寄附先

住友林業又は住友林業の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者（法人の場合はその業務執行者）

#### 8. 親族

本基準において独立性を否定される者（重要でない者（※）を除く）の配偶者又は二親等以内の親族

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 9. 過去要件

1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者

## 10. 社外役員の相互就任関係

住友林業又は住友林業の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

※ 重要でない者とは、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下のとおりとする。

- ・各会社については、業務執行取締役、執行役員、支配人及び部長クラスの従業員以外の者をいう。
- ・法律事務所又は監査法人等のアドバイザー・ファームについては、ファームの社員、パートナー及びアソシエイト以外の者をいう。

なお、社外取締役3名及び社外監査役3名は、上記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しています。

## ② 兼職基準

(i) 他の上場会社の取締役又は監査役を兼務する場合、兼職数は以下のとおりとする。

(ア) 兼務先において業務執行取締役であるとき

住友林業以外に当該業務執行を行う会社1社のみ。

(イ) (ア) 以外

住友林業以外に4社まで。

(ii) 取締役会又は監査役会への出席を75%以上確保できること

## 指名・報酬諮問委員会

取締役会は、その諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任、取締役・監査役・執行役員の解任、最高経営責任者及び執行役員の評価、取締役及び執行役員の報酬等の決定に関し、意見表明を求め、公正性・透明性を確保しています。指名・報酬諮問委員会は、会長、社長及び全ての社外役員（社外取締役3名及び社外監査役3名）から構成され、委員の過半数を社外役員、委員長は社外取締役が務めることとしています。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。

[トップ  
コミットメント](#)[サステナビリティ  
経営](#)[事業とESGへの  
取り組み](#)[環境](#)[社会](#)[ガバナンス](#)[その他](#)[コーポレートガバナンス](#) - [リスクマネジメント](#) - [コンプライアンス](#) - [税務](#) - [事業継続マネジメント](#) - [情報セキュリティ/DX](#) - [知的財産管理](#) - [責任ある広告・宣伝](#) - [株主還元とIR活動](#)

## 指名・報酬諮問委員会の委員一覧

	地位 <sup>※1</sup>	氏名	指名・報酬諮問委員会 <sup>※2</sup>	
			出席回数（回）	出席率（％）
委員長	取締役（社外）	平川 純子	2	100
委員	取締役（社外）	山下 泉	2	100
	取締役（社外）	栗原 美津枝	1 <sup>※3</sup>	100 <sup>※3</sup>
	監査役（社外）	皆川 芳嗣	2	100
	監査役（社外）	鐵 義正	2	100
	監査役（社外）	松尾 眞	2	100
	代表取締役 会長	市川 晃	2	100
	代表取締役 社長	光吉 敏郎	2	100

※1 地位は2022年3月29日現在のものです

※2 2021年度における指名・報酬諮問委員会への出席回数・出席率を記載しています

※3 2021年3月30日に取締役就任して以降の状況を記載しています

## リスク管理委員会

リスク管理委員会については、「リスクマネジメント／リスク管理体制」に掲載しています。

2021年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCM小委員会を2回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

関連情報は[こちら](#)

[> リスク管理体制](#)

[トップ  
コミットメント](#)[サステナビリティ  
経営](#)[事業とESGへの  
取り組み](#)[環境](#)[社会](#)[ガバナンス](#)[その他](#)

[コーポレートガバナンス](#) - [リスクマネジメント](#) - [コンプライアンス](#) - [税務](#) - [事業継続マネジメント](#) - [情報セキュリティ/DX](#) - [知的財産管理](#) - [責任ある広告・宣伝](#) - [株主還元とIR活動](#)

## ESG推進委員会

SDGs、TCFDの最終提言、及び人権問題への対応など、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）における中長期的な取り組みやその情報開示への要請が高まっていることから、2018年度よりESG推進委員会を設けています。

ESG推進委員会は、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めています。年4回開催する同委員会では、気候変動をはじめとする住友林業グループの持続可能性に関わる中長期的なESG課題に対する取り組みの立案・推進やリスク・機会の分析、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだ中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理、行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングを行っています。

また、委員会での議事内容については全て取締役会へ報告し、事業と社会課題の解決の一体化を図っています。

関連情報はこちら

[> リスク管理体制](#)

[> TCFDへの対応](#)

## 内部監査

住友林業は、グループの約200事業所を対象に、リスク評価を加味して、毎年約60拠点を選定し内部監査を実施しています。対象となる拠点は、「業務リスク」（業績・規模・事業の複雑性など）と「コントロールリスク」（リスクの管理体制）の2つの視点から優先順位を付けて選定しています。原則として現地へ赴き書類等の現物を確認し評価しますが、新型コロナウイルス禍で行動制限がかかる中でリモート監査（書面監査やビデオ会議）による面談を実施しました。また、監査用ソフトを導入してCAATs(Computer Assisted Audit Techniques：大容量のデジタルデータを抽出し、監査ツールを使って不正の有無等を検証する技法)に取り組む等、新型コロナウイルス禍を契機にDXを推進しています。

内部監査では、コンプライアンスの遵守をはじめとする業務の遂行状況や事務処理の管理状況を確認し、その結果を社長、内部監査担当執行役員、監査役の他、対象事業所の責任者と事業所を担当する執行役員・取締役に報告しています。また、指摘事項があった場合は、文書や四半期ごとのフォローアップなどで事業所における改善の取り組みを確認するとともに、社長、内部監査担当執行役員、監査役に報告しています。さらに、内部監査に関する計画及び結果についても、直接取締役会に報告している他、社外役員との間で内部監査に関する意見交換会を実施しています。

関連情報はこちら

[> 統合報告書](#)

## 役員報酬

住友林業は、法令に基づき各事業年度における取締役・監査役の役員報酬を開示しています。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 取締役及び監査役の報酬等の総額

(2021年度)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		例月報酬	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)	業績連動報酬 (賞与)	
取締役 (社外取締役を除く)	463	267	31	165	6
監査役 (社外取締役を除く)	48	48	-	-	2
社外取締役	35	35	-	-	3
社外監査役	30	30	-	-	3

※1 報酬が1億円以上の役員名とその金額は有価証券報告書において開示しています

※2 取締役の非金銭報酬の総額は、取締役（社外取締役を除く）6名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用31百万円を記載しています

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 役員報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

住友林業は、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」及び第83期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）を開始事業年度とする新たな3ヵ年中期経営計画の策定に合わせて、役員一人ひとりが中期経営計画達成に向けた意識付けをより高めることができる役員報酬制度の制定を目的として、2022年2月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行っています。

[取締役の報酬等]

#### 基本方針

住友林業の取締役の報酬等は、以下の方針に基づき制度設計しています。

- (a) 短期業績だけでなく、中長期的な業績・企業価値向上と連動性の高い制度とする。
- (b) ESGと一体化した経営を推進する中で、新たに創出・提供する価値と連動した制度とする。
- (c) 住友林業の株主価値との連動を意識した制度とする。
- (d) 長期ビジョン達成に必要な人財を確保・維持できる報酬水準とする。
- (e) 報酬決定プロセスにおける、透明性・客観性を担保する制度とする。

#### 報酬水準

役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、住友林業の取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、同規模企業群の中上位水準を志向して設定します。また、外部環境の変化等に応じて適宜見直しを行います。

#### 報酬構成

住友林業の取締役の報酬は、(a)責任と役割に応じた固定報酬、(b)短期インセンティブとしての年次業績連動賞与、及び(c)中長期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬の3種類の報酬構成とします。これにより、短期及び中長期の視点による経営への取り組みを促し、その成果に対して適切に報いることができる仕組みとしています。なお、独立した立場で経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にない社外取締役の報酬構成については、固定報酬のみとしています。

#### 固定報酬の額の決定方針

以下の方針に基づき決定しています。

- (a) 住友林業は取締役の役位別に、その責任と役割に応じて固定報酬の額を決定する。固定報酬は例月報酬とし、毎月一定日に固定金額を定めて現金支給する。
- (b) 社外取締役の報酬は、固定報酬としての例月報酬のみで構成し、報酬額はその責任と役割に応じて決定する。
- (c) 取締役に対する報酬額（固定報酬及び年次業績連動賞与の合計額）は、株主総会の決議に基づき年額6億50百万円以内（うち社外取締役は年額60百万円以内）とする。

#### 年次業績連動賞与の額の算定方法の決定方針

以下の方針に基づき決定しています。

- (a) 住友林業は、短期インセンティブとして年次業績連動賞与を各対象取締役に支給する。
- (b) 年次業績連動賞与の支給額は、役位別に定める標準賞与額に、各事業年度の基準利益（対象となる決算期における連結経常利益から退職給付会計に係る数理計算上の差異、及び非支配株主に帰属する当期純利益を除いた額）に比

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

例して変動する支給率を乗じて算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定する。

- (c) 住友林業は、退職給付会計に係る数理計算上の差異について単年度で一括して償却する方式を採用しているため、期末の株価変動、金利情勢等により当該数理計算上の差異が大きく変動した場合、業績に与える影響が大きいという特徴がある。そのため、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益を、基準利益算定に際して用いる。
- (d) 年次業績連動賞与の支給については、株主総会において承認された取締役に対する報酬額（固定報酬及び年次業績連動賞与の合計額）の枠内（年額6億50百万円以内（うち社外取締役は年額60百万円以内））で、社外取締役が委員長を務め、社外役員が構成員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定する。

#### 業績連動型譲渡制限付株式報酬の額の算定方法の決定方針

以下の方針に基づき決定しています。

- (a) 住友林業は、中長期インセンティブとして業績連動型譲渡制限付株式報酬を各対象取締役を支給する。
- (b) 業績連動型譲渡制限付株式報酬は、各中期経営計画の期間中(3年間)の業績を支給水準に反映させる仕組みとしており、役員別に定める所定の標準株式報酬額が、対象期間中における、①TOPIX対比の住友林業株式時価総額成長率に連動する部分（役員別標準株式報酬額の2/3）と、②SBT（Science Based Targets）に基づく温室効果ガス排出削減目標の達成率に連動する部分（役員別標準株式報酬額の1/3）とで構成される。
- (c) 各対象取締役への株式報酬額は、対象期間終了後に、各評価指標実績値を基に対象期間中の株式報酬累計額を算出し、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会において決定する。
- (d) 1事業年度当たりの業績連動型譲渡制限付株式報酬として支給する金額については、株主総会の決議に基づき年額1億円以内で支給する。また同様に、1事業年度当たりの交付株式数については10万株以内とする。

#### 報酬構成割合

取締役の固定報酬と変動報酬の構成割合は、基準利益が1,000億円の場合に、固定：変動＝60：40となるよう制度設計しています。具体的には、固定報酬60%、年次業績連動賞与（変動）25%、業績連動型譲渡制限付株式報酬（変動）15%となります。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしています。

#### 報酬ガバナンス

取締役の個人別の報酬額等役員報酬に関する事項は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員（社外取締役3名、社外監査役3名）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員総数8名）の意見を踏まえ、取締役会で決定します。

#### 報酬の没収等

対象取締役による非違行為等が取締役会で確認された場合、業績連動型譲渡制限付株式報酬の支給制限又は返還を求めることができます。

#### 業績連動報酬の算定方法

##### a. 年次業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）

短期インセンティブ報酬としての年次業績連動賞与の支給額は、役員別に定める標準賞与額に、各事業年度の基準利益（対象となる決算期における連結経常利益から退職給付会計に係る数理計算上の差異、及び非支配株主に帰属する当期純利益を除いた額）に比例して変動する支給率を乗じた金額を前提として、総合的に判断して決定します。支給額の算定式は以下のとおりとします。

<算定式>

賞与支給額＝役員別の標準賞与額×支給率<sup>※</sup>

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

※支給率は下限0%～上限180%とします

#### b. 業績連動型譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

中長期インセンティブ報酬としての業績連動型譲渡制限付株式報酬は、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画期間中の企業価値向上に対するインセンティブとして、3年間の中期経営計画最終事業年度終了後に、対象取締役に対して、中期経営計画の達成状況に応じた譲渡制限付株式を付与する制度です。なお、当初の対象期間は、2022年1月1日から2024年12月31日までの3年間（以下、当初対象期間という）となります。

業績連動型譲渡制限付株式報酬は、2つの指標を用いて支給額を算定する仕組みとしており、その算定式は以下のとおりとします。

##### (a) 株式時価総額成長率連動報酬

住友林業の株式時価総額成長率とTOPIX成長率を比較し、株式市場における住友林業の相対的な評価を客観的に測り、報酬に反映することを目的としています。

<算定式>

役員別標準株式報酬額の2/3に相当する金額×支給率（中期経営計画期間中の住友林業株式時価総額成長率/同期間中のTOPIX成長率）※

※ 支給率は下限0%～上限120%とします

##### (b) サステナビリティ指標達成率連動報酬

支給率上限を100%に設定することで、住友林業がSBT（Science Based Targets<sup>※1</sup>）に基づき定めた温室効果ガス排出削減目標<sup>※2</sup>が達成できなかった場合は、標準株式報酬額から目標達成状況に応じて支給される報酬額が減額される設計としており、目標達成に向けて、強いインセンティブが働く仕組みとしています。

<算定式>

役員別標準株式報酬額の1/3に相当する金額×支給率（SBTに基づく温室効果ガス排出削減中期経営計画目標の達成率）<sup>※3</sup>

※1 国連気候変動枠組条約締約国会議COP21において採択され2016年に発効したパリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2°Cを十分に下回る水準に抑え、また1.5°Cに抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した5年15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことです

※2 当初対象期間の温室効果ガス排出削減目標は、住友林業2017年度との比較で21.7%と定めています

※3 支給率は下限0%～上限100%とします

#### [監査役の報酬等]

監査役の報酬は、基本報酬としての例月報酬のみで構成しています。また、役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、第三者による国内企業を対象とした役員報酬調査結果を活用し、適切な報酬水準の設定を行うようにしています。

#### ② 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容

- 取締役の固定報酬及び年次業績連動賞与の合計限度額は、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会において年額6億50百万円以内（うち社外取締役は年額60百万円以内）と決議されています。
- 取締役（社外取締役を除く）の業績連動型譲渡制限付株式報酬の限度額は、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会において、1事業年度当たり1億円を上限とする旨決議されています。
- 監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## ガバナンス

### リスクマネジメント

#### リスク管理体制

住友林業では、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理基本規程」を制定し、住友林業の執行役員社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者、本社管理部門及び各本部の担当執行役員をリスク管理責任者・本部リスク管理責任者、主管者をリスク管理推進者に選任しています。同規程においては、環境・社会・ガバナンス面のリスクを包括的に対象としています。

また、この規程に基づきリスク管理委員会を3ヵ月に1回開催し、その構成員である各執行役員が、管理対象リスクの洗い出し、分析及び策定した対応計画について共有・協議を行っています。この委員会の配下には、コンプライアンス小委員会及び事業継続マネジメント（BCM）小委員会を設置し、グループ横断的なリスクと位置づけるコンプライアンスリスク及び事業中断リスクについて、対応の実効性を高めるための活動を展開しています。これらの活動内容は取締役会に報告・答申し、経営層によるマネジメントレビューを実施するなど、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。2021年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCM小委員会を2回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

「住友林業グループ倫理規範」に記載される環境・社会・ガバナンス面におけるリスク、新興リスクへの対応については、実効性を高めるための具体的な活動を展開しています。例えば気候変動については、国際的動向や各部の事業状況に鑑み、企業及び部門レベルで重大な財務影響を与えると考えられるリスクと機会を評価しています。2019年度以降、各事業部が連携してTCFDに基づくシナリオ分析を実施しています。

このように中長期的に重要と判断されたリスクは、「ESG推進委員会」においても協議され、「リスク管理委員会」の活動と同様に取締役会に報告・答申され、業務執行に反映されます。

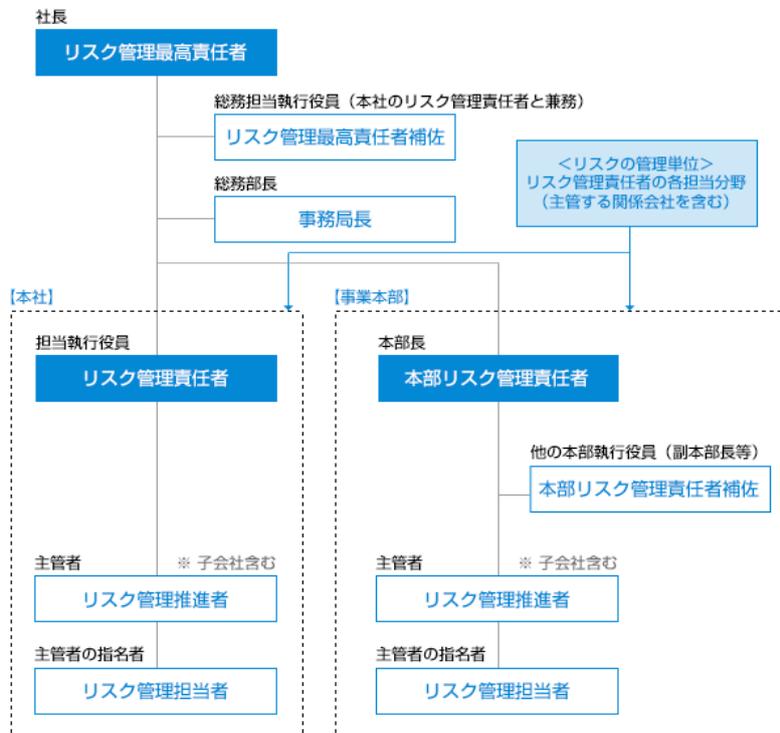
関連情報はこちら

[> コーポレートガバナンスと  
内部統制](#)[> 事業継続マネジメント体制](#)[> ESG推進委員会](#)[> TCFDへの対応](#)



コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 住友林業グループのリスク管理体制図



## 事業等のリスク

事業等リスクとしては、有価証券報告書に記載のとおり、以下を認識しています。

1. 国内外の住宅市場の動向に関するリスク
2. 法的規制等に関するリスク
3. 為替に関するリスク
4. 品質保証に関するリスク
5. 取引先の信用供与に関するリスク
6. 海外での事業活動に関するリスク
7. 保有・管理する山林や植林事業地に関するリスク
8. 情報漏洩に関するリスク
9. 退職給付会計に関するリスク
10. 気候変動に関するリスク
11. 自然災害等による緊急事態の発生に関するリスク

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 品質保証に関するリスク

リフォーム事業を行っている住友林業ホームテック（以下、「ホームテック」という）は2019年9月18日、戸建住宅の増築工事における建築基準法令への不適合（以下、「本件事案」という）について公表しました。ホームテックは、過去に愛知県、三重県及び岐阜県（以下、「東海3県」という）において戸建住宅の増築工事を請け負った物件の現地調査等を実施するとともに、2019年9月27日には社外の専門家を含む委員により構成される特別調査委員会を設置し、事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の提言を依頼し、特別調査委員会から2020年8月11日に「報告書」（以下、「本報告書」という）を受領しました。

その内容を踏まえ、同月12日開催のホームテックの取締役会において、本件事案の原因の確認と再発防止策を決議し、対応を進めています。

### 1. ホームテックによる調査結果の概要と進捗

ホームテックは、外部からの指摘によりホームテックが東海3県において増築工事を請け負った物件に建築基準法令に適合しないもの（以下、「法令不適合」という）があるとの疑いが生じたことから、リフォーム専門会社として事業を開始した1997年4月以降、東海3県において戸建住宅の増築工事を請け負った物件のうち、建築確認を受けたすべての物件（361件）を対象として、現時点で建築基準法令に適合しているか（以下、「法令適合性」という）を網羅的に調査いたしました。

調査の結果、2022年3月31日時点で物件調査が完了した342件のうち215件で法令不適合が生じていることを確認しており、そのうち70件の改修工事が完了しております。これらの法令不適合は、いずれも増築後の建築物を建築基準法令に適合させるべき設計業務が適切に実施されず、法令に適合させるために必要な工事が設計に盛り込まれなかったために生じたものです。ホームテックは、確認された法令不適合について、速やかに必要な改修工事を実施するよう努めてまいります。

また、本件事案の当社業績への影響につきましては、2020年6月23日に関東財務局長に提出した当社第80期有価証券報告書にて開示した連結財務諸表に既に織り込まれています。

### 2. 本件事案の原因

本報告書における本件事案の原因の分析及びホームテックが実施した物件調査の結果を踏まえ、ホームテックといたしましては、主に、次の（1）～（3）の問題が存在する状況に、（4）の問題が複合したことにより、東海3県の戸建住宅の増築工事の一部において法令不適合が発生するという事態が生じたものと考えております。

- （1）設計者の知識や経験不足及び法令適合性の確保に関する意識が低い状況にあったこと
- （2）設計業務の法令適合性の確保に関する組織的なチェックが行われていなかったこと
- （3）各支店における建築士事務所の技術的事項を総括する管理建築士による所属建築士の設計業務に対する監督機能が果たされない態勢にあったこと
- （4）設計図面の法令適合性確認について外部建築士事務所への業務委託が明確でなく、委託業務の成果物確認も十分ではなかったこと

### 3. 本件事案を踏まえた再発防止策

ホームテックは、本報告書における特別調査委員会の再発防止に関する提言を真摯に受け止め、以下の再発防止策の実行に努めてまいります。

設計業務の法令遵守に関する意識の向上と知識の習得及び経験の蓄積  
設計の法令適合性の確保に関する組織的なチェック機能の強化

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

外部建築士事務所への業務委託の改善

本社と支店間のコミュニケーションの強化、技術情報の共有と蓄積

関連情報はこちら

[有価証券報告書・内部統制報告書](#)[コンプライアンス](#)[事業継続マネジメント](#)

## 森林の違法伐採に関連するリスク

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識される中、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。日本においても2016年5月20日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が公布され、2017年5月20日に施行されました。合法伐採木材の利用推進に対応していくことは、社会の要請に応えるだけでなく、住友林業グループが持続可能な事業発展を継続していく上で大変重要なことです。2020年度の実績について住友林業グループが登録した部署・関係各社は、国が認定する各登録実施機関に対して報告を行いました。調達木材・木材製品の合法性に加え、近年では木材を生み出す森林の持続可能性が注目されるようになりました。天然林の森林でない土地（オイルパーム農園）への転換に伴って生じる木材は「転換材」と呼ばれています。これまでオイルパーム、大豆、ゴム、畜牛などコモディティの側から語られることが多かった森林の土地転換ですが、今や転換材は森林業界に持続可能性のリスクをもたらしています。

関連情報はこちら

[クリーンウッド法への円滑な対応](#)[サプライチェーンマネジメント](#)

## 住友林業グループへの影響

住友林業グループが注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、木質資源を取り扱う住友林業の事業そのものを脅かす可能性があります。またそれだけではなく、企業イメージを損ね、損害賠償や売上高などの業績に直接的なダメージを与える可能性があります。

## リスクへの対応

住友林業グループでは、日本国内の法整備に先駆け、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達理念・方針」を定め、2015年には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達を含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂しました。さらに2018年より「木材調達管理規程」「木材調達デューデリジェンス（DD）マニュアル」を策定するなど責任ある木材調達活動を実施してきました。2019年にはより持続可能な森林からの木材調達を推進するため、木材調達委員会を活用したデューデリジェンスの強化や持続可能な森林・木材の普及のためのアクションなどを軸とした、「アクションプラン」を策定し、運用を継続しています。

関連情報はこちら

[流通事業における取り組み](#)

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## バイオマス燃料における炭素会計に関するリスク

木材チップを燃料とするバイオマス発電は、古くから「カーボンニュートラル」でクリーンなエネルギーとされてきました。木質燃料を燃やすとメタン・一酸化窒素（ $N_2O$ ）が発生するため、「GHGニュートラル」ではありませんが、現在は $CO_2$ 以外の排出量の報告のみが求められています。一方、SBTイニシアチブは、2021年4月に以下の基準改定を発表しました。

バイオエネルギー会計:

バイオ燃料やバイオマスの燃焼による直接排出、及びバイオエネルギー原料に関する炭素吸収量は、SBT設定や目標に対する進捗報告の際に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。バイオ燃料やバイオマスからの生物起源炭素排出量がニュートラルであると考えられる場合は、その前提条件の正当性について説明しなければならない。バイオエネルギー原料の使用による $N_2O$ と $CH_4$ の排出についても同様に、企業のインベントリと目標範囲に含めなければならない。

イニシアチブからの詳細な情報は未だ得られておらず、バイオマスがクライメイト・ニュートラルとみなされる正当化の根拠となりうるものについてのガイダンスも示されていません。

### 住友林業グループへの影響

住友林業は、国内で5基の木質バイオマス発電所の運営に関わっており、2023年にさらに1基が運転を開始すると総発電量は251.6MWとなります。

現在バイオマス発電事業から報告しているメタンや一酸化窒素（ $N_2O$ ）に $CO_2$ 排出量を加えることが義務づけられた場合、住友林業グループのSBT排出量削減目標は非常に難易度の高いものとなることが予想されます。

各地域/国における気候関連の規制の変更は予測不可能であり、炭素価格に追加的な税金が発生する場合には、企業にも追加的な支払いが発生する可能性があります。環境にやさしい企業という住友林業グループのコーポレートブランドイメージにも悪影響を与える可能性があります。

### リスクへの対応

住友林業は、事業部門ごとの中期的なサステナビリティ目標に基づいて、GHG排出量の削減に引き続き取り組んでいきます。また、住友林業は、WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）の森林ソリューショングループや、加盟しているCDPジャパクラブを通じて、ロビー活動にもより取り組んでいきます。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

**ガバナンス**

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## IPCC「1.5°C特別報告書」に関するリスク

2018年10月に発行されたIPCC「1.5°C特別報告書」に基づき、SBTイニシアチブにより2019年4月、最新の基準が公表されました。新たなスコープ1、2の目標は、2°Cから、2°Cを大幅に下回るまたは1.5°Cへ変更されます。企業は、これらが最新の気候科学と一致していることを確認するために、5年ごとに目標をレビューする必要があります。遅くとも2025年末までに、現在の基準に基づき、更新された目標は2°Cをはるかに下回ることを目指す必要があります。

### 住友林業グループへの影響

2018年7月にSBT目標として承認された住友林業の目標は2°C目標として公表されており、5年ごとの目標見直しは遅くとも2022年7月を予定しています。

現在承認されている2030年度までに2017年度比21%削減という目標は、海外の製造施設に多額の投資を行い、再生可能エネルギーを購入する必要があり、すでに難易度の高い目標です。海外の製造施設に多額の投資を行い、再生可能エネルギーを購入する必要があります。更新された基準に合わせるためには、住友林業の各事業部門、特に製造業とバイオマスエネルギー発電事業は、更なるコストと投資への対応に直面しています。

### リスクへの対応

エネルギー消費量削減のための現在の取り組みに加え、再生可能エネルギー源から電力を確保する取り組みを開始しました。その一つとして、過去に住友林業が販売した戸建住宅の太陽光発電パネルからの電力購入があります。日本のFIT法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)のもと、住宅用太陽光発電システムの所有者は、早ければ2019年11月に有効期限を迎える10年契約を締結しています。現在の規制では、住友林業が各住宅用太陽光発電システムの所有者と直接契約することは許可されていませんが、同社は将来の計画と、社内で生成および消費される電力の一部からの「環境価値」の潜在的な利用について検討しています。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 新規事業計画時のリスクチェック

住友林業では、新規事業やプロジェクトの計画にあたり、取締役会及び社長の諮問機関である経営会議で審議する全ての案件については、次の項目について、サプライチェーン全体を視野にリスクチェックを行っています。その結果、リスクが認識される場合は、そのリスクの内容と対策を報告し、実行の判断の参考としています。また、これらの会議では審議されない、各事業本部や各関係会社の権限で実行できる新規事業やプロジェクトについても、同様のリスクチェックを励行するようにしています。2021年度は15件の新規事業やプロジェクトが審議されました。

環境面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 温室効果ガス</li> <li>2. 生物多様性保全（保護地域の確認を含む）</li> <li>3. 廃棄物</li> <li>4. 水資源</li> <li>5. 土壌汚染</li> <li>6. 騒音</li> <li>7. その他</li> </ol>
社会面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取引先との関係</li> <li>2. 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止</li> <li>3. 労働者などステークホルダーへの人権配慮</li> <li>4. 労働者の多様性確保</li> <li>5. 強制労働・児童労働の禁止</li> <li>6. 適切な労働時間と賃金</li> <li>7. 労働安全衛生</li> <li>8. 地域社会への影響（住民や自治会、業界団体、NPO、市民団体、先住民等への配慮を含む）</li> </ol>
法令遵守	-
全般	ビジネスモデル・商品・サービス、及びそれらに関わる事業者に対する外部団体等からの指摘の認識

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

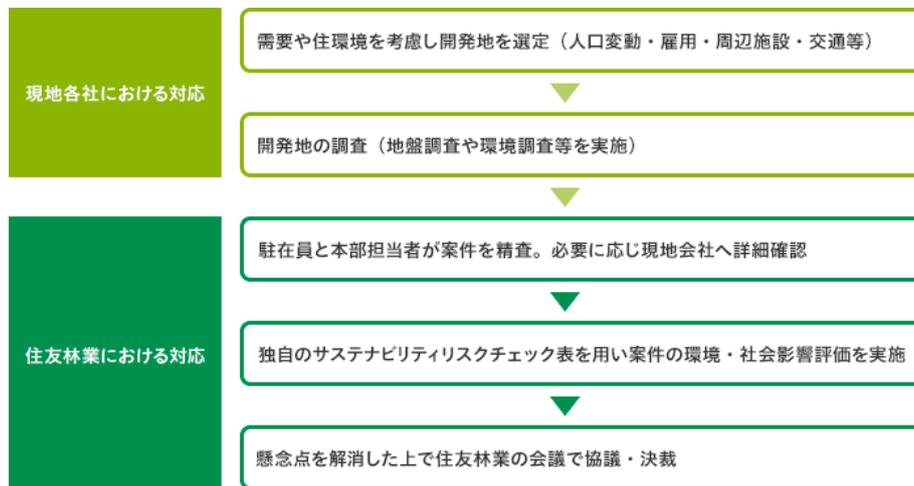
その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 住宅・不動産開発におけるリスクの把握と評価

住宅・不動産の開発にあたっては、その土地固有の地質的及び地理的なリスクを適切に把握することが重要です。住友林業グループでは、開発の検討段階から綿密な調査を実施するとともに、多段階のチェックにより問題がないことを確認したうえで事業実施の判断を行う体制を整備しています。

例えば海外における開発においては、開発地の選定後、外部の調査会社に地盤調査や環境調査を委託することで、客観的な視点でリスクを把握しています。また、現地関係会社の視点だけではなく、一定規模以上の案件に関しては住友林業本社による案件の精査、サステナビリティに関する独自のリスクチェック表を用いた環境・社会影響評価、住友林業本社の会議における経営層からのフィードバック等を経ることにより、多段階かつ多角的な視点でリスク分析を行い、問題がないと判断された案件のみを実行に移しています。



また、建設の段階においては、建設現場の労働災害のリスクが存在します。住友林業では、現地関係会社における労働安全衛生に関する規則の遵守や労災防止の取り組みに加え、事故発生時は住友林業本部にその内容が直ちに報告され、事態の迅速な把握と対策の立案・指示が行える体制を築いています。

## リスク管理教育

住友林業グループ役職員のリスク感度を高め、文化として定着させるため、入社時にはリスク管理とコンプライアンスに関する研修を実施している他、グループの全役職員を対象に、毎年e-ラーニングを実施しています。

また、住友林業の社外取締役・社外監査役を含む役員を対象に、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する研修を定期的に実施しています。

さらに、「コンプライアンス小委員会」では、住友林業及びグループ各社のリスク管理担当者向けに、発生したリスク顕在化事例のうち、事業部門の枠にとどまらず共通して注意すべき事例を紹介・共有し、類似事例の再発防止につなげています。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

**ガバナンス**

その他

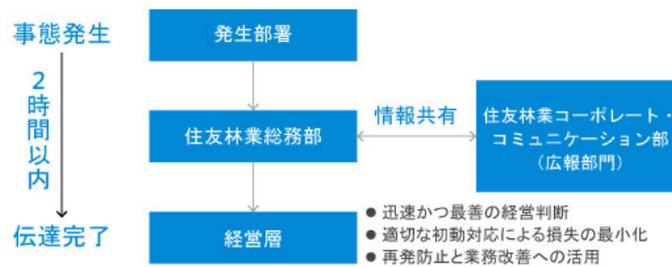
コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## リスクの迅速な把握と対応

住友林業グループでは、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した際、通常の報告ラインに加え、本社リスク管理部門を通じて経営層に情報を迅速かつ的確に伝達する「2時間ルール」を運用しています。これにより、迅速かつ最善の経営判断、初動対応を講じ、損失の回避や抑制を図っている他、報告事例を集約・蓄積し、再発防止や業務改善に役立てています。

また、広報部門と情報を共有し、重大な事態をステークホルダーに適時適切に開示する体制を整備しています。

### 2時間ルールとリスク情報の活用



トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## ガバナンス

### コンプライアンス

#### 基本的な考え方

住友林業グループでは、経営理念と行動指針を踏まえた上で、方針や規程の具体的な礎として「住友林業グループ倫理規範」を策定しました。これにより、住友林業グループは、グループ会社だけでなく住友林業のサプライヤーに対してもコンプライアンス、贈収賄などの腐敗防止、公正な取引、情報の機密性、健全な政治との関係性、人権の尊重などを求めています。

#### コンプライアンスの推進

住友林業グループでは、グループ横断的なコンプライアンスリスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、グループ会社の主管部門も含むリスク管理担当で構成される「コンプライアンス小委員会」を設置しています。委員会では、建設業法をはじめ住友林業グループにとって重要な法令遵守のための管理体制やツールなどのグループ標準を定め、コンプライアンスリスクに効率的に対応しています。

2021年度は同委員会を2回開催し、次のような点検・周知活動を通じてコンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。こうした取り組みにより、グループ全体のコンプライアンス担当者のボトムアップ、目線合わせを図り、併せて危機意識を共有する機会としています。

- 建設業法、建築士法、宅建業法の順守状況に関する一斉点検
- 安全運転管理体制に関する一斉点検
- 下請法遵守状況に関する一斉点検
- 筑波研究所及びグループ各社特有の行政手続きや法令要求事項への対応状況の一斉点検
- 不正競争防止法・独占禁止法に関する解説と情報共有
- 改正予定の法令に関する解説と情報共有  
(公益通報者保護法、個人情報保護法、道路交通法など)

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

**ガバナンス**

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - **コンプライアンス** - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

これらの活動は、四半期に一度、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。また、監査役や内部監査部門にも、毎月活動報告をしている他、特に重要なグループ共通の取り組みやリスク情報については、グループ監査役会を通じて各社監査役と共有しており、業務執行ラインの内外からのアプローチによるコンプライアンス推進体制を整備しています。

さらに、サプライヤーと協力して、「住友林業グループ調達方針」に基づき木材の合法性確認や人権、労働慣行及び生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達活動を行うことを通してサプライチェーンにおけるコンプライアンスリスクに対応しています。木材建材事業本部、住宅・建築事業本部、各関連の木材及び木材製品調達部門の調達責任者を委員とする「木材調達委員会」（委員長：サステナビリティ推進担当取締役）は、2021年度は4回開催しています。サプライヤーのコンプライアンス意識の状況把握を含む「サステナビリティ調達調査」の回答結果や現地ヒアリング結果も同委員会で報告され、課題のあるサプライヤーに対しては是正要請等を実施しています。

## コンプライアンス教育

住友林業グループでは、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために、入社時に「守るべき」こととして、コンプライアンス全般や交通安全、情報セキュリティへの理解を図る研修を行っています。2021年度は新卒採用者258名、中途採用者（住友林業）82名に研修を実施しました。さらに、「新任主管者研修」など階層別の集合研修でもコンプライアンス教育を実施しています。

また、e-ラーニングに「リスク管理とコンプライアンス」、「情報セキュリティ」、ハラスメントなどに関する内容を含む「仕事と人権」といった講座を必修講座に定め、イントラネットを通じ派遣社員・アルバイトを含むグループ社員全員が毎年受講することを義務付けています。受講効果を測るテスト合格が修了の条件となっています。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - **コンプライアンス** - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## コンプライアンス・カウンター

住友林業グループでは、日常の業務に潜んでいる不正の芽を早期に摘みとるための自浄機能を備えた職場環境づくりに取り組んでおり、「住友林業グループ倫理規範」で定められている贈収賄等汚職を含むコンプライアンス違反を報告する機能として2002年からコンプライアンス・カウンター（相談窓口）を設置しています。

窓口は、社内（総務部長）・社外（顧問弁護士）の2つを設け、電話や専用のメールアドレスにて相談・通報を受け付けています。相談・通報者の権利保護を関連規程や利用マニュアルに明記し社内WEBサイトにて公開するとともに、通報窓口連絡先（社内・社外）を記載したカードを、グループ会社を含む全社員や、協力工事店の社員など継続的に労務を提供する立場にある方々へ配布するなど、窓口を利用しやすい環境づくりに努めています。

2021年度は、不正行為が疑われる事案やハラスメントなど11件の相談が寄せられました。通報が寄せられた際には慎重に調査を実施し、コンプライアンス違反等の事実が確認された場合は必要な是正措置を講じています。また、当該是正措置の内容（懲戒事例を含む）及び通報内容は、モデルケース化して必要に応じて研修等で用いることで再発防止策につなげています。

住友林業グループがグローバルに事業展開している現状に鑑み、海外におけるコンプライアンス強化のため、総務部主導にて2019年10月から海外の主要グループ会社に対して共通の内部通報窓口を設置しました。なお、受付窓口には多言語対応が可能な外部業者を利用しており、英語・中国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語での通報が可能となっています。

### コンプライアンス・カウンターの仕組み



関連情報はこちら

[> 相談窓口](#)

## コンプライアンスに関する監査

住友林業グループでは、内部監査において各事業所のコンプライアンスに係る事項を監査し、問題がある場合は是正または改善を指導してフォローアップを行っています。

関連情報はこちら

[> 内部監査](#)

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 贈収賄の防止

住友林業グループでは、国内外を問わず法令違反となる贈収賄行為を未然に防止することを目的に、贈収賄防止規程の制定を進めています。同規程においては、ファシリテーション・ペイメント（通常の行政サービスの円滑化のための少額支払）への注意や政治献金などの寄付についての条件・事前決裁を基本原則としたうえで、公務員等に対する金品その他の利益の供与の申し出、約束、実施、またはそれらの承認をしない旨を定めています。また、海外連結子会社においては、贈収賄防止に資するよう、「コミッション（販売手数料）チェックリスト」などの共通ツールの導入を進めています。2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外グループ会社への訪問が困難となる等の状況も生じましたが、オンラインで贈収賄防止の取り組み状況に関するヒアリングや研修を実施し、引き続きリスクの把握とグループ社員への教育に取り組んでいます。

上記の他、委託業者や代理店等の新規起用、契約更新に際しては、当該委託先等が贈収賄行為をするおそれのないことを適切に確認するとともに、他社との合併にあたっては、汚職状況を含むデュー・ディリジェンスを適切に実施しています。

なお、2021年度は、贈収賄に関する違反は0件でした。

## 公正な競争及び適正な下請取引の推進

住友林業グループは、公正な競争を推進するため、「独占禁止法ガイドブック」を発行し、社内WEBサイト掲載やe-ラーニングなどを通じて、独占禁止法の趣旨・概要、競合他社との接触によるカルテルリスク、心構えなどを周知しています。なお、2021年度において独占禁止法に係る違反や問題発生はありませんでした。

また、住友林業グループの事業は、多くの取引先によって支えられていることを踏まえ、毎年、下請取引の適正化推進のため、下請法や建設業法における遵守状況の一斉点検を行っています。

## 政治献金に関する考え方

住友林業グループでは、健全な政治との関係を維持するため、住友林業グループ倫理規範において、「法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します」と定めています。また、国内外グループ会社の社員一人ひとりに配布している「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」において、政治献金については、「原則、担当部門のみが関係法令や社内規則に則って行う」こと、「やむを得ず行う場合は、十分な事前協議を担当部門と行う」ことを明記しています。

## インサイダー取引の防止

住友林業グループでは、インサイダー取引を未然に防止するために、金融商品取引法その他関連法規を遵守しています。また、インサイダー取引防止規程により、役職員によるインサイダー取引の未然防止手続き、情報の管理・開示方法の明確化等を図り、証券市場における住友林業の社会的信用の維持・向上を図っています。さらに、日常的にインサイダー情報に触れる可能性のある役職員が住友林業の株式の売買等を行う場合、住友林業総務部長への事前確認を必須とする制度を設け、適切に運用しています。加えて、原則として年2回、インサイダー取引防止に関する注意喚起を役職員向けに通知している他、「インサイダー取引防止マニュアル」を発行し、社内WEBサイトを通じて周知徹底を図っています。

なお、2021年度のインサイダー取引に関わる違反や問題発生はありませんでした。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - **コンプライアンス** - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 反社会的勢力の排除

住友林業グループは、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することをグループの基本方針として倫理規範に定めています。総務部を対応統括部署として、警察、弁護士などの外部専門機関と連携して組織的に対応することとし、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じて注意喚起の指導を行っています。また、各都道府県の暴力団排除条例施行に伴い、住友林業グループ各社が第三者と締結する契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことを定型化するなど、適切な対応を行っています。

また、すでに契約書を締結している取引先も含め、全ての取引先との間で、当該取引先だけでなく、その親会社・子会社・下請先などについても反社会的勢力でないことの表明保証の取りつけを行っています。

## 交通事故・違反の防止

住友林業グループでは、国内で業務に使用する車両が約5,000台に及ぶことから、交通事故・違反のリスクに対応するため、安全運転管理体制のグループ標準化を推進しています。

具体的には、関連規程の整備、事故報告書式の統一、運転記録証明書<sup>\*</sup>の取得などに加え、運転者及び車両に関する基本情報（免許・違反歴・車検・保険など）を一元管理する「安全運転管理システム」を主要なグループ会社にも展開し、法定業務の履行や運転者の指導を適時適切に行うための体制を整備しています。

また、住友林業グループでは、毎月の交通事故発生状況の分析結果を各組織に共有し、事故発生防止対策の立案、啓発活動につなげています。

さらに、運転技術や経験の不足などにより事故リスクの高い新入社員に対しては、自身の性格と運転行動について理解する運転適性診断や、日常点検・基本走行・スラローム走行といった実車学習など、安全運転への意識をより高める研修を実施しています。

※ 自動車安全運転センターが発行する違反や行政処分などの運転経歴に関する証明書

[トップ  
コミットメント](#)[サステナビリティ  
経営](#)[事業とESGへの  
取り組み](#)[環境](#)[社会](#)[ガバナンス](#)[その他](#)

[コーポレートガバナンス](#) - [リスクマネジメント](#) - [コンプライアンス](#) - **税務** - [事業継続マネジメント](#) - [情報セキュリティ/DX](#) - [知的財産管理](#) - [責任ある広告・宣伝](#) - [株主還元とIR活動](#)

## ガバナンス

### 税務

#### 基本的な考え方

住友林業グループの全ての役員及び社員は、法令、社会的規範及び社内規則を遵守し、高い倫理観を持って行動します。事業を進めていく際の基本的な考え方として定めた「住友林業グループ 倫理規範」において、正確な記録に基づく公正な会計処理及び税務処理を行うことを明記し、国内外グループ会社の社員一人ひとりに配布しています。税務実務においても指針を整備し、社員に対する啓発などを通じ、税務コンプライアンスの維持・向上に努めています。

また、住友林業グループの9つの重要課題の一つに「強靱な事業体制の構築」を掲げ、税務を含む事業戦略とサステナビリティ戦略の連動を図っています。

#### 税務ガバナンス体制

税務はグループ財務機能の一部であり、財務責任者である担当役員が責任を担っています。住友林業の経営企画部が税務に関する業務を管理し、専門の知識を有する税務担当社員を配置しています。国内外の税金の支払い状況や税務調査の状況を適時に把握し、適切な対応を図るとともに、それらの情報及びグループの税務課題等について速やかに担当役員に報告を行います。

また、グループ全体を統括するリスク管理委員会において、税務を含むコンプライアンス・企業倫理に関連するリスクを「重点管理リスク」として、管理・モニタリングを実施しています。

関連情報はこちら

[> リスク管理体制](#)

[> コンプライアンス・カウンター](#)

#### 税務リスクへの取り組み

税務リスクが高いと想定される取引については、十分な事前検討を行う体制を整備し、必要に応じて税務専門家に対して助言・指導などを依頼し、税務リスクの低減に努めています。なお、税負担の軽減措置は適切かつ効果的に利用し、税負担の適正化に努めていますが、法令等の趣旨を逸脱する解釈・適用による節税は行っていません。また、タックスヘイブンを租税回避目的で使用しません。

[トップ  
コミットメント](#)[サステナビリティ  
経営](#)[事業とESGへの  
取り組み](#)[環境](#)[社会](#)[ガバナンス](#)[その他](#)

[コーポレートガバナンス](#) - [リスクマネジメント](#) - [コンプライアンス](#) - **[税務](#)** - [事業継続マネジメント](#) - [情報セキュリティ/DX](#) - [知的財産管理](#) - [責任ある広告・宣伝](#) - [株主還元とIR活動](#)

## 税務当局との関係

住友林業グループは税務当局との良好なコミュニケーションを維持するよう努め、誠意を持って真摯かつ事実に基づく説明・対応を行っています。問題点の指摘などを受けた場合には、税務当局の措置・見解に対する異議申し立て・訴訟等を行う場合を除き、直ちに問題点の原因を解明し、適切な是正及び改善措置を講じ、再発を防止しています。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## ガバナンス

### 事業継続マネジメント

#### 事業継続マネジメント体制

住友林業グループでは、自然災害や新型インフルエンザなど、企業の努力では発生の防止が極めて困難かつ本社機能へ重大な影響を及ぼしかねない事業中断リスクに対応するため、「BCM小委員会」を設置し、事業継続マネジメント体制（BCM体制）の周知や強化及び事業継続計画（BCP）の策定、見直し・改善、計画に基づく訓練などを実施しています。2021年度は、「BCM小委員会」を2回開催し、BCPの重要性を整理・理解する機会を設け、グループ全体での連携した対応がBCPの実効性に大きく影響することを説明することで、各組織の自律的かつ積極的な対応推進を促しました。

なお、2020年3月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に対して、住友林業グループでは社長を本部長とする対策本部を設置して対応を進めてきましたが、2021年3月31日に全都道府県で緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、同日付で対策本部は解散し、通常のオペレーションの中で新型コロナウイルス感染症対策を継続しています。具体的には、社員が感染拡大防止のための特別措置や勤怠管理に関する不明点などを相談できるワンストップ窓口を設置している他、飛沫防止アクリルパーテーションの設置、不織布マスクや手指消毒液などの衛生用品を備蓄するなどの取り組みを実施しています。その他、2021年夏には、役職員及びその家族、関係工事店従業員等まで対象を広げた、新型コロナウイルス感染症ワクチンの職域接種を東京・名古屋・大阪の三会場で実施しました。

#### レジリエンス認証

住友林業は2021年7月31日、事業継続及び社会貢献に積極的に取り組んでいる事業者に与えられる「国土強靱化貢献団体認証（以下、レジリエンス認証）」を取得しました。

住友林業は「中期経営計画サステナビリティ編」に定める定性目標「リスク管理・コンプライアンス体制の強化」の達成状況評価指標の一つに「レジリエンス認証」取得を掲げ、2019年度よりBCM体制の見直しと改善に取り組んできました。また、東日本大震災以降、所属する一般社団法人日本木造住宅産業協会を通じて日本各地の自治体と防災・減災等に関する協定を結び、安心・安全なまちづくりに加えて、地域活性化、社会課題解決に取り組んでいます。これらのことが評価され、この度の認証取得に至りました。今後も、大規模災害やパンデミックによる事業の中断・復旧に伴う影響を最小化するため、レジリエンスを高める取り組みを加速させていきます。



**レジリエンス認証**  
事業継続および社会貢献  
認証・登録番号D0000036

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 社員の安全確保

住友林業グループでは、緊急事態発生時の対応原則として、社員及びその家族の安全確保を最優先事項に掲げています。このため、各組織における緊急連絡体制を整備するとともに、災害発生後の通信の集中や断絶が生じる前に、より多くの安否情報を得られるよう、災害に連動して自動発信される安否確認システムを国内グループ各社に導入しています。こうした複数ルートによる安否確認体制を整備している他、日頃から社員一人ひとりが備えるべき事項を「安否確認マニュアル」として分かりやすくまとめ定期的に周知しています。毎年、国内グループ各社において安否確認訓練も実施しており、2021年の訓練には、計15,332名が参加しました。

また、海外駐在員の安全確保のため、2019年から海外駐在員向けの安否確認システムを導入し、駐在国で地震、テロ、火山噴火等の緊急事態が発生した際には迅速に安否が確認できる体制も整備しています。

加えて、災害発生後の会社からの情報発信ツールとして、社外ネットワークからもアクセス可能な危機管理ポータルサイトを運用し、有事の際にも社員やその家族が様々な情報を得られる体制を構築することで、情報が行き届かないことによる二次災害等の防止に取り組んでいます。

**全従業員用 平時に確認しておくこと**

- 緊急連絡体制の確認（安否報告手段の確認）**
  - 人事異動の際は、各部署で管理する緊急連絡体制を必ず確認・更新！
    - 各組織の緊急連絡体制は、安否確認マニュアルです。
    - 電話、メール、LINE、LINE WORKSによる連絡など、系統種で定められた緊急連絡手段が有効であること、定期的に確認してください。
- 安否確認システムの登録情報確認**
  - メールアドレスや電話番号等は定期的に変更・更新
    - 地震発生時の安否確認メールは、安否確認システムに登録されたメールアドレスに送信されます。
    - 安否確認システムはメールアドレスの不正な変更を防止することができません。また、緊急連絡先として電話番号も必ず登録することが重要です。
    - 緊急連絡先メールアドレスの変更は、必ずメールで確認してください。
    - 緊急連絡先電話番号の変更は、必ずメールで確認してください。
    - 必ず [tsunoda@sumitomo.co.jp](mailto:tsunoda@sumitomo.co.jp) からメールが送信されるよう設定変更してください。

**全従業員用 地震発生時の対応**

全員必ずやること  
自分自身や家族の安全を確認してから、次の対応を実施。

- 緊急連絡網で安否状況を報告**
  - 各組織の緊急連絡網は安否確認のルート！自身や家族の安否状況、被災地を速やかに報告すること。
- 安否確認メールに回答**
  - 安否確認メールが届いている場合は、自身の安全や家族の安全状況を速やかに回答すること。
  - 回答の心がけは被災地を本文に入力し送信。
  - 災害発生時は、必ず、緊急連絡網を優先して報告してください。
  - 安否確認メールの返信には回答の心がけをお願いします。

できること  
安否確認システムが起動している場合は、必ず回答すること。

**主管者用 地震発生時の対応**

全員必ずやることに加えて、**主管者が必ずやること**

自分自身や家族の安全を確認してから、次の対応を実施。

- 所属員の安否状況を確認**
  - 所属員とその家族の安否確認を行う。所属員とその家族の安否確認は、必ず緊急連絡網を優先して報告すること。
- BCMail「所属員安否報告」に報告**
  - BCMailの「所属員安否報告」フォームから、所属員の安否確認状況や被害の被害状況を報告する。目的は「所属員安否報告」フォームからの報告ではない！
  - 必ず、所属員安否報告フォームから報告すること。所属員安否報告フォームからの報告は必須！

できること  
安否確認システムが起動している場合は、必ず回答すること。

**3 ハザードマップの確認と日頃の情報収集**

職場や自宅周辺の自然災害リスクを把握し、ハザードマップで適切な備えと対応を徹底してください。避難行動に必要な情報を必要に応じて確認してください。

日本語版  
ハザードマップポータルサイト  
<https://hazardmap.sumitomo.co.jp/>

日本語版  
ハザードマップポータルサイト  
<https://hazardmap.sumitomo.co.jp/line/choose/summary/>

災害発生時や発生したとのおぼしめがある場合は、必ず、緊急連絡網を優先して報告してください。また、被災地や被災状況も必ず報告してください。

安否確認マニュアル要約版

## 重要業務の継続に向けた取り組み

住友林業グループでは、2019年10月に「BCM規程」を制定し、「本社機能が停止する可能性がある危機事象」と「多数の住宅等において居住安全性を損なうような被害が同時に発生する可能性がある危機事象」を想定し、事業継続計画（BCP）を策定しています。当該BCPの中では、社員の安否確認、支払など具体的な重要業務を定め、東京・大阪の二拠点において重要業務を継続できる体制の構築、緊急用のIT機器の準備など影響の最小化に取り組んでいる他、緊急時の業務遂行にも必要となる各種システムやデータの遠隔バックアップを行うなどの対策も講じています。

各被災現場においては、本社本部との指揮命令系統が断絶している状況においても、責任者による臨機応変な判断・迅速な初動対応がなされる必要があるため、その対応力を高めるための「初動対応模擬訓練」を実施しています。この訓練は2011年から継続して実施しており、2020年は新型コロナウイルス感染症対策等の観点により実施を見送りましたが、2021年は研修形式をオンライン形式に変更し、計81名の拠点責任者・実務責任者を対象に訓練を実施しました。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

また、巨大地震の発生による帰宅困難者の事務所滞在及び長距離の徒歩帰宅に備え、職場ごとに最低限配備すべき共通の標準防災備蓄品を定め、グループの全拠点に配備しています。特に、大量の帰宅困難者が発生すると想定されている大都市圏（首都圏・大阪市・名古屋市）の拠点では、3日間の職場滞在を想定した備蓄を行っています。

この他、新たなオフィスなどの選定時には、コストや利便性だけでなく、防災・減災の観点から、本社防災責任者が関与するとともに、事務機器の転倒防止やキャスターつき複合機の移動防止対策など、オフィス内の防災・減災対策に取り組んでいます。

## サプライチェーンにおける事業継続強化の取り組み

住宅・建築事業においては、大災害によるサプライチェーンの寸断に備え、部材メーカーや工務店などの取引業者と施工物件の仕様や工程、現場の進捗状況などの情報を共有し、先行的な原材料の調達や製造を可能にすることで、事業中断リスクの低減に取り組んでいます。しかしながら、2020年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症により、部材調達や施工物件の遅延の事態などに至りました。

こうした事態に鑑み、サプライヤーにおいて地震等の天災や火災等の事故が発生した場合に、サプライヤーから住友林業へ災害状況を報告する方法と履歴管理についてのシステム化を検討しています。また、そうした不測の事態に備える意味でも同一部材の原則2社以上購買体制（同一部材の生産拠点の2ヵ所以上を含む）の構築にも取り組んでいます。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大による調達部材の遅延の対策については、短期的な備えとして遅延の発生した資材の各サプライヤーでの在庫の積み増し、中長期的には、単一国から他国にも生産拠点を設置する等、生産拠点の分散化によるリスク低減を図るべく、サプライヤーと協議していく予定です。

建材資材などの調達先については、取引継続の判断のために毎年実施しているサプライヤー評価に、被災時の代替供給ルート確保体制など、事業継続性の項目を加えて審査しています。これらにより、今後も事業中断リスクのさらなる低減に取り組んでいきます。

## お客様へのサービスの維持

東京・沖縄にコールセンターを設置し、24時間アフターサービスを受け付けしています。

また、災害で一方のセンターが被災した場合、もう一方のセンターが機能をバックアップするしくみを構築しています。災害対策システムにより各拠点の情報を一元管理することで、全国のオーナーの被災状況を共有し、災害や補修などの依頼に迅速に対応できるように取り組んでいます。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## ガバナンス

### 情報セキュリティ/DX

#### 情報セキュリティ方針

住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、運用ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルの向上を図っています。特にお客様情報の保護については、最重要課題の一つであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っています。

運用ルール面では、国内のグループ会社を対象とする「住友林業グループ情報資産保護ガイドライン」を定めると同時に、このガイドラインに基づくチェックリストを作成。グループ各社の情報システム担当部門の責任者が情報セキュリティレベルの確認を毎年行っています。また、海外のグループ会社に対しても同レベルのガイドラインを展開しています。2022年度は、2021年度に策定した新たなセキュリティガイドラインをもとに、海外グループ会社のセキュリティレベルの更なる強化施策を順次実施していく予定です。

情報セキュリティに関する教育については、イントラネットを通じ派遣社員・アルバイトを含むグループ全従業員が毎年受講することを義務付けています。受講効果を測るテスト合格が修了の条件となっています。

技術面では、社外へ持ち出すパソコンに対する起動時の「暗号化」や、パソコンからのデータの書き出しを制限する仕組みを導入しています。

また、コロナ禍におけるテレワーク推進に伴うセキュリティリスク増大に対応し、DaaS<sup>※1</sup>環境の拡充及び強固なセキュリティ対策を施したVPN<sup>※2</sup>環境を構築、グループ会社全体へ展開しました。

なお、2021年度において情報漏えいやサイバー攻撃などの問題は発生していません。

※1 Desktop-as-a-Serviceの略。企業が提供する仮想デスクトップをリモート接続して利用すること

※2 Virtual Private Networkの略。インターネットなどに接続している利用者の間に仮想的なトンネルを構築し、プライベートなネットワークを拡張する技術

#### お客様のプライバシー保護（個人情報保護）

住友林業は、個人情報保護のために、個人情報保護方針や個人情報保護規程などの社内規程を整備している他、総務担当執行役員を「個人情報保護最高責任者」、各組織の長を「個人情報保護店部責任者」に任命し、各店部に「個人情報管理統轄者」を置くなど、本社から各事業所に至る保護体制を敷いています。

また、個人情報の取り扱いに関する相談窓口として、お客様相談室内に、「個人情報相談窓口」を設置。さらに、各組織の長・総務責任者などに対する集合研修、社員全員に対するe-ラーニング研修などの社員教育、ならびに業務委託先に対する意

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

識啓発を行い、個人情報漏えい事故の防止に努めています。e-ラーニング研修については、国内グループ各社社員も必須で受講しています。

関連情報はこちら

＜ 個人情報保護方針

## 情報セキュリティ管理体制

住友林業グループは、ITソリューションに関する統括責任者である担当役員のもと、ITソリューション部長が、規程類の策定・管理、技術的対策の立案・実施、社員に対する教育・訓練、事故発生時の調査・対策などの情報セキュリティ施策を推進しています。情報セキュリティに関する社会的動向及び住友林業グループの施策の実行状況について、社長、管理部門担当役員及び各事業本部長が参加する「IT戦略委員会」において定期的な報告を行い、施策指示を受けています。

各部門の責任者は「情報セキュリティ推進責任者」として自部門の業務遂行を指導・管理しており、各部門に実務責任者である「情報セキュリティ推進担当者」を配置しています。

また、国内グループ会社の情報システム担当部門の責任者が参加する「関係会社IT担当者会議」を定期的開催し、ガイドラインの周知・遵守徹底やセキュリティシステムの導入を推進しています。

さらに、全執行役員が常任委員であるリスク管理委員会において、重点管理対象項目として「外部からの攻撃等による機密情報流出リスク」を定め、予防や影響軽減に関する評価項目について、四半期ごとに、定期開催する委員会で共有・協議しています。これらの活動内容は、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させる仕組みを整備しています。

加えて、同委員会配下に設置された「BCM小委員会」において、グループの横断的なIT関連の事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。

なお、グループ内外の住宅CAD業務やシステム運用、バックオフィス業務などのBPO受託事業を行う Dalian Sumirin Information Technology Service（大連ITS）社において、情報セキュリティマネジメントシステムISO27001を取得しています。

## 情報セキュリティ強化の取り組み

昨今、多発する個人情報漏えい事故や、標的型メール攻撃など、情報セキュリティに対する脅威が増していることから、2022年度もエンドポイントセキュリティ強化を進めるなど引き続きセキュリティ強化に対する投資を行います。インターネットからアクセス可能なシステム基盤については年1回以上疑似攻撃手法によるセキュリティ診断を実施しています。併せて、国内全従業員に対し、標的型メール攻撃訓練を実施しています。

また、住友林業情報システムに設置した情報セキュリティ室を中心に、サイバー攻撃に関する案件を中心とした社員からの相談対応の強化、従業員に対するセキュリティ意識教育（外部講師、オンサイト教育）の強化を行っています。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## DXの推進

住友林業グループでは、「事業のデジタル化」「組織・働き方のデジタル化」「顧客関係のデジタル化」「社会・経済のデジタル化」の4象限でDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進しています。

### 事業のデジタル化

CADや建て方など住宅建築でのデジタル化による合理化を進めていきます。

### 組織・働き方のデジタル化

RPA<sup>※1</sup>やAI-OCR<sup>※2</sup>などの技術を活用して、伝票入力など単純業務の自動化を推進しています。

### 顧客関係のデジタル化

住友林業グループの各事業でのお客様情報を統合管理することで、お客様へ適切な情報やアプローチを行うなどデジタルマーケティングを推進していきます。

### 社会・経済のデジタル化

2021年に事業を開始したホームエクスプレス構造設計社の構造計算サービスの普及を進めていきます。

※1 Robotic Process Automationの略。PC操作などをソフトウェアのロボットにより自動化する技術

※2 Artificial Intelligence-Optical Character Recognitionの略。従来のOCR(光学文字認識)技術とAIとを組み合わせ、学習した内容に基づいてルールを見出し文字などを認識する技術

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## ガバナンス

### 知的財産管理

#### 知的財産管理方針

特許権や商標権等の知的財産権の適切な保全及び活用が事業競争力に大きな影響を与え、また、知的財産権侵害等の不法行為が企業経営の重大なリスクの一つとなっています。住友林業グループは、事業競争力の維持・向上のために、事業の特性に応じて知的財産を保全し、あるいは必要に応じて他者の知的財産に適切に対処するなど、知的財産権の適正な管理に努めています。

#### 知的財産管理体制

住友林業は、知的財産の管理部署として「知的財産室」を設置しており、弁理士資格を持つ社員も在籍しています。知的財産室では、会社の業績向上に資する目的から、社員を対象とした知的財産に関する知識・行動の教育、知的財産権の侵害・被侵害に関する法律相談、知的財産に関する各種契約締結の支援、筑波研究所・事業部門において創出された知的財産の出願・権利保全などを行っています。

#### 知的財産教育

コンプライアンス及び知的財産リスクのマネジメントの観点から、知的財産の取り扱いに関する正しい知識や基本行動を体系的に身につけてもらうことを目的に、対象部門や内容を整理した体系的なプログラムに基づいて知的財産教育を実施しています。2021年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、集合形式の研修については感染防止策を講じた上で、筑波研究所、事業部門と関係会社の研究開発・営業企画担当者及び管理職を対象に、知的財産研修を5回実施し、他者の知的財産権の侵害防止というコンプライアンス及び知的財産リスクのマネジメントの徹底を図りました。

また、住友林業グループ社員全員が利用可能なe-ラーニングサイトにおいて、コンプライアンス面に重点を置いた知的財産に関する講座を掲載し、社員が常に受講可能な環境を整えています。本講座は、必須受講講座として、住友林業グループ社員全員が毎年受講することになっています。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## ガバナンス

### 責任ある広告・宣伝

#### 基本的な考え方

住友林業グループでは、「住友林業グループ倫理規範」に則り、著作権法、商標法、宅地建物取引業法、景品表示法などの関連法規遵守はもちろんのこと、様々なステークホルダーの視点を考慮し誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告・宣伝を行っています。

#### 法律・基準・規範の遵守の体制

住友林業は、法律・基準・規範遵守を徹底するため、コーポレート・コミュニケーション部、総務部法務グループ、知的財産室が連携して、必要に応じて広告の内容を確認・検証できる体制を整えています。

住友林業では、2021年度広告宣伝における各種法令への違反はありませんでした。また、関係部署と国内グループ会社の広告担当者を委員とする「ブランドコミュニケーション委員会」を隔月開催し、違反防止を含めた勉強会を行い、知識向上に努めています。これらの取り組みを通じて事前確認を徹底し、不確実な情報発信により誤解を招くことのないよう努めています。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX -  
知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 社内リテラシー向上の取り組み

2021年度においては、「ブランドコミュニケーション委員会」のなかで、著作権法、肖像権、景品表示法、不正競争防止法、商標法に関する勉強会を開催、広告物を制作する部門の責任者及び実務担当者に対して広告・表示に関連する法律の内容把握、発生しやすい違反などについて注意喚起を行いました。

また、別途、四半期に一度WEB意見交換会を開催。WEBサイト管理のためのガイドラインを作成し、関係部署と国内グループ各社のWEBサイト担当に対して、個人情報の取り扱いなど、情報セキュリティ面についての説明・指導も行いました。



ブランドコミュニケーション委員会

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## ガバナンス

### 株主還元とIR活動

#### 基本的な考え方

近年、機関投資家による企業評価のあり方が見直されています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がっています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性を持って開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

#### 株主への利益還元

##### 利益還元・内部留保に関する基本方針

住友林業は、株主への利益還元を最重要課題の一つと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としています。

今後においても、内部留保金を長期的な企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動に有効に活用することで、自己資本利益率（ROE）の向上と自己資本の充実を図るとともに、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フローなどのバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行っていきます。

##### 2021年12月期の配当状況

2021年12月期は、期末配当金を1株あたり45円とし、中間配当金1株あたり35円と合わせて、通期1株あたり80円の配当としました。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

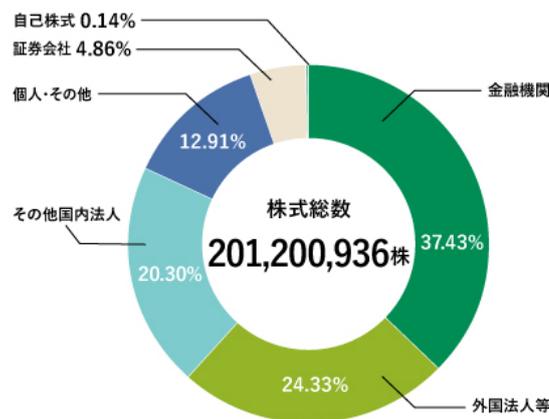
社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 株主分布（所有者別）（2021年12月末時点）



※ 所有者別分布状況は、表示単位未満を切り捨てて表示

## 情報開示・コミュニケーション

## 情報開示・コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、経営の透明性を高めるために積極的な情報開示を行っています。

株主総会では、分かりやすい報告・説明に努め、WEBサイトでは決算短信・ファクトブック・決算概要説明資料といった決算関連情報や住宅事業に関する月次受注情報など、豊富なIR情報を和文版・英文版にて開示しています。また、サステナビリティに関する詳細な取り組みについては、和文版・英文版をWEBサイトにて開示しています。

また、住友林業グループの最新情報をステークホルダーへお伝えするため、ニュースリリースを発信しています。2021年度は77件のニュースリリースを公開しました。

2017年度より、住友林業グループの企業価値向上に関する取り組みについて財務情報とESGに関連する非財務の両面から情報発信を強化すべく、「統合報告書」を発行しています。「統合報告書」以外にも「株主のみなさまへ（事業活動のご報告）」の他、「定時株主総会招集通知」も和文版・英文版を冊子及びWEBサイトで開示するなど、積極的な情報発信に努めています。

関連情報は [こちら](#)

> IR関連資料

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

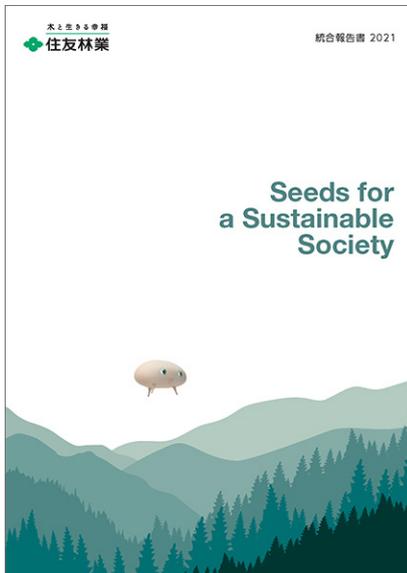
環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - **株主還元とIR活動**



「統合報告書2021」



「株主のみなさまへ（第2四半期）」

## 株主・投資家との双方向コミュニケーション

関連情報はこちら

> IR基本方針・免責

### 株主総会

開催にあたっては、招集通知（和文版・英文版）の法定発送期限に先だつ早期発送やWEBサイトでの開示、電磁的方法（インターネット等）での議決権行使への対応などを通じて、より多くの株主にご参加いただき、議決権を行使していただけるよう努めています。

### 個別ミーティング

四半期ごとの決算発表後には、証券アナリストや機関投資家との個別ミーティングを開催しており、2021年度は国内・海外で合計215社と面談を実施しました。その他、スモールミーティングや現場説明会なども適宜開催していきます。

### 個人投資家向け説明会

個人投資家向け説明会を定期的を実施しています。2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響と、決算期の変更に伴い行いませんでしたが、2019年度は大阪、名古屋で実施し、多くの個人投資家の皆さまにご参加いただきました。説明会では、住友林業グループの事業内容に加え、グループの成長戦略を説明する他、展示ブースを設け、希望する個人投資家に向けて住友林業グループが展開する戸建注文住宅・賃貸住宅・リフォーム・有料老人ホーム・海外不動産などの紹介を行いました。

トップ  
コミットメントサステナビリティ  
経営事業とESGへの  
取り組み

環境

社会

ガバナンス

その他

コーポレートガバナンス - リスクマネジメント - コンプライアンス - 税務 - 事業継続マネジメント - 情報セキュリティ/DX - 知的財産管理 - 責任ある広告・宣伝 - 株主還元とIR活動

## 海外機関投資家・株主向けIR活動

海外の機関投資家・株主の皆さまに対しては、決算関連資料の英語版の配信などを行っている他、2021年度は、経営陣が米国、欧州、アジアの機関投資家・株主とオンラインミーティングを実施。業績や事業戦略などを説明するとともに、意見交換を行いました。

なお、より多くの対話機会を持つために、証券会社が主催するカンファレンスにも参加しています。

## グリーンボンドの発行

住友林業グループでは、全ての活動において地球環境を意識した取り組みを推進しています。その一つとして、住友林業はグリーンボンド原則に則し、かつ大手評価機関よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得した転換社債型新株予約権付社債（以下、「グリーンCB」）を2018年9月に100億円発行しました。これは、2016年度のニュージーランド山林資産の取得により減少した手元資金のリファイナンスを行うことが目的です。こうしたグリーンCBの発行は世界で初めての事例であり、この先進的な取り組みが高く評価され、Climate Bonds Initiativeが主催する「第4回Green Bond Pioneer Awards」の「New Products」部門を受賞しました。「Green Bond Pioneer Awards」を受賞するのは日本企業で初めてとなります。本取り組みは国内外におけるESG投資市場の活性化と裾野の拡大にも貢献しています。

関連情報はこちら

評価機関Vigeo Eirisによるセ  
> カンド・パーティ・オピニオン 

環境面での便益：アウトプ  
> ト及びインパクトの事後的推  
計 

## ポジティブ・インパクト・ファイナンスの融資契約締結

住友林業グループでは、中期経営計画における基本方針の一つに「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げ、SDGsへの貢献に注力しています。

2020年3月には、三井住友信託銀行株式会社と、国連環境計画・金融イニシアティブ<sup>\*1</sup>が提唱するポジティブ・インパクト金融原則<sup>\*2</sup>に即した「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金用途を特定しない事業会社向け融資タイプ）」の融資契約を締結しました。これは住友林業のSDGsに貢献する取り組みが評価されたもので、本件借入については通常の融資と比べ金利水準が優遇されます。本件締結にあたって、株式会社日本格付研究所よりポジティブ・インパクト金融原則への準拠性、活用した評価指標の合理性について第三者意見<sup>\*3</sup>を取得しています。

今後も、SDGsの目標達成に向けた取り組みをより一層強化し、中長期的な企業価値の向上を目指します。

※1 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）：国連環境計画（UNEP）は、1972年に「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」の実行機関として設立された国連の補助機関。UNEP FIは、UNEPと200以上の世界の金融機関による広範で緊密なパートナーシップであり、1992年の設立以来、金融機関、政策・規制当局と協調し、経済的発展とESG（環境・社会・企業統治）への配慮を統合した金融システムへの転換を推進

※2 ポジティブ・インパクト金融原則：UNEP Fが2017年1月に策定。企業がSDGsの達成への貢献を開示し、銀行はそのプラスの影響を評価して資金提供を行うことにより、資金提供先企業によるプラスの影響の増大、マイナスの影響の低減の努力を導くもの。融資を実行する銀行は、責任ある金融機関として、指標をモニタリングすることによって、インパクトが継続していることを確認

※3 株式会社日本格付研究所のWEBサイトをご参照ください  
<https://www.jcr.co.jp/>

関連情報はこちら

三井住友信託銀行が実施する  
> 住友林業株式会社に対するポ  
ジティブ・インパクト・ファ  
イナンスに係る第三者意見 